

地域実践研究（平成30年度～令和元年度） 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究

研究の背景と目的

合理的配慮及び基礎的環境整備に関しては、一人一人の子どもの実態に応じた合理的配慮をどのように提供すれば良いかや、それを提供できるようにするためにどのような体制で行う必要があるか等の課題がある。

そのため本研究では、一人一人の児童・生徒の生活上や学習上の困難さに応じた合理的配慮の提供が行われるための環境整備のために、必要な手立てや考え方について検討することとし、合理的配慮が地域の小・中学校で適切に提供するためのニーズや、そのための基礎的環境整備の充実に、どのような手立てが考えられるかを明らかにすることを目的とした。

合理的配慮と基礎的環境整備の概念整理

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」、「環境整備」、「個別の配慮」との関係において、児童に必要なとされる個別の配慮の総量が一定であると仮定すると、ある児童生徒に必要な個別の配慮は、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」と「環境整備」と、この三者でカバーしきれない部分を足し合わせたもの、と考えられる。この三者でカバーしきれない部分を足し合わせたものとは、本人や保護者と学校とで合意される「合理的な配慮」と、合意なしでも実施されるその子供にとって必要な「個別の配慮」を足し合わせたものである。

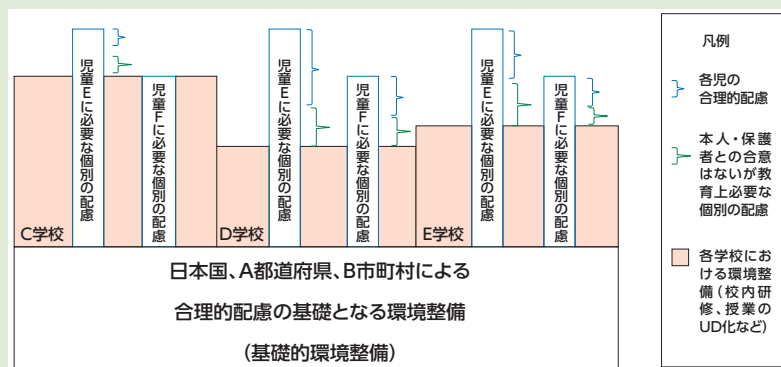


図1 日本国、A都道府県、B市町村による各学校におけるある児童の合理的配慮と個別の配慮についての関係

合理的配慮と基礎的環境整備の充実のための手立てに関する知見

1. インタビュー調査から分かった合理的配慮に関する研修ニーズ
 - ・ 短時間でできる研修
 - ・ 子供の具体的な学習や生活上の困難さと合理的配慮を話し合える資料
2. インクルDB事例の合理的配慮
 - ・ 小・中学校の通常の学級の事例での合理的配慮では、教材の工夫や指導の工夫などの、身近な手立ての活用が主たるもの
 - ・ 困難さに対応した、合理的配慮の意図が含まれる記述が重要。
3. 研修に活用できる資料
インクルDBを活用した合理的配慮を考える演習シートの他、清水町の子供の理解を深める研修ガイドの作成を行った。

清水町立清水小学校
合理的配慮の提供につなげるための
子供理解を深める研修ガイド



指定研究協力地域における課題解決の取組

各地域において、基礎的環境整備の充実や合理的配慮内容の検討プロセスについての現状把握や課題解決が行われた。

1. 基礎的環境整備体制の充実に関する取組
 - ① 富士見市：特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの普及（平成30年度）
 - ② 御嵩町：地域の基礎的環境整備の構築（令和元年度）
 - ③ 清水町：通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の子供理解の充実（令和元年度）
2. 合理的配慮の検討プロセスに関する取組
 - ④ 和歌山県：特別支援学級における交流及び共同学習に関する合理的配慮の充実に関する研究（平成30年度）指定研究協力地域の研究における考察
 - ・ 合理的配慮のような新しい概念を定着させるには継続的な働きかけが重要であること
 - ・ 既存の研修体制を生かした、合理的配慮につながる個別の配慮について考える機会を作ること

学校における合理的配慮・基礎的環境整備に関する研究

(平成30年度～令和元年度)

【研究代表者】横尾 俊

【要旨】

本研究は、インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある児童生徒を支援する立場にある教師に、合理的配慮についてどのように考えるべきなのか、また合理的配慮を提供する基礎となる環境整備の充実をどのように行うべきかの知見を提供するために、①インクルD Bの実践事例データベースに掲載されている事例の分析をすることで、幼児児童生徒の困難さに対して、どのような合理的配慮が行われているのかの整理。②小・中学校における、合理的配慮・基礎的環境整備を行う際の課題と専門性を高めるためのニーズをインタビューや、質問紙調査等により明らかにすること。③合理的配慮・基礎的環境整備の概念や実際について小・中学校に普及するために、どのような手立てが必要か考察することを目的とした。

具体的には、合理的配慮と基礎的環境整備概念の整理したこと、個別の配慮の検討をPDCAサイクルで行う事で合理的配慮につなげるモデルの提案、国立特別支援教育総合研究所のインクルD Bを活用した研修資料の提案等を行った。

【キーワード】

合理的配慮、基礎的環境整備の充実、個別の配慮、教員研修

【背景・目的】

教育現場では、特別支援教育体制のもと学習の苦手さや学校生活上の困難がある児童生徒に対して、個別に支援が行われてきている。そうした中で、インクルーシブ教育システムでは、全ての障害のある児童生徒の学習の困難さを改善克服するために合理的配慮の提供が求められている。この合理的配慮は、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対しても必要に応じて提供されるべきものである。しかしながら、合理的配慮が新しい概念であるために、特に小・中学校の通常の学級を担任する教師にとって、どのように考えるべきなのか、特別支援教育の立場からの支援が必要な状況が予想された。

そのため本研究では、一人一人の児童生徒の生活上や学習上の困難さに応じた合理的配慮の提供が行われるための環境整備のために、必要な手立てや考え方について検討することとし、①インクルDBの実践事例データベースに掲載されている事例の分析をすることで、幼児児童生徒の困難さに対して、どのような合理的配慮が行われているのかの整理。②小・中学校における、合理的配慮・基礎的環境整備を行う際の課題と専門性を高めるためのニーズをインタビューや、質問紙調査等により明らかにすること。③合理的配慮・基礎的環境整備の概念や実際について小・中学校に普及するために、どのような手立てが必要か考察することを目的とした。

【研究の方法】

(1) 研究チームが主に行う研究では、平成30年度は、合理的配慮及び基礎的環境整備に対する小・中学校の状況が学術的にどう捉えられているかについての文献調査や、小・中学校の特別支援教育コーディネーターに対する合理的配慮及び基礎的環境整備に関する教員の理解度と研修ニーズについてのインタビュー調査、インクルDBの小・中学校の通常の学級実践事例に記述されている合理的配慮内容にどのような内容があるのかを分類整理することを行った。令和元年度は、平成30年度の研究成果を基に、インクルDBを活用した研修資料の作成を行った。

(2) 2県1市1町の指定研究では、基礎的環境整備の充実の検討と合理的配慮の検討プロセスの検討について取り組んだ。

① 基礎的環境整備の充実の検討

- ・ 特別支援学級を担当する教員の専門性の向上を図るために、特別支援教育の視点を生かした授業づくりの指針を活用し、市内小・中学校へ提案、発信し、特別支援教育の専門性の向上を目指し、地域の基礎的環境整備の充実を図る研修体制について提案した。(富士見市教育委員会)
- ・ 教育委員会主導で、特別支援学級担任、通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーターに対して、合理的配慮に関する研修を行い、障害のある児童生徒の困難さと困難さの背景にある障害や環境要因への理解を深める方法を検討し、持続可

能な体制の在り方について考察した。(御嵩町教育委員会)

- ・ 地域の小・中学校で以前から行っていた校内研修を活用し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童への個別の配慮を検討し、より適切な合理的配慮を提供するための基礎的環境整備の充実を目指した校内研修モデルを提案した。
(清水町教育委員会)

② 合理的配慮の検討プロセスの検討

- ・ 小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童の交流及び共同学習における個別の配慮の検討過程での留意点を、実践研究を通じて整理し、個別の配慮の計画と評価を通して、合理的配慮の検討プロセスについて考察し、提案した。(和歌山県教育委員会)

【結果と考察】

(1) 合理的配慮と個別の配慮の概念整理

文献調査からは、合理的配慮提供の課題として、これまで行われてきた支援と合理的配慮の位置付けの曖昧さがあることや、合理的配慮についての理解と個別の教育支援計画への記述の難しさを感じている教員がいることが報告されていることが分かった。

こうしたことから、合理的配慮と基礎的環境整備の関係について考える際に、もう一つおさえておきたい概念がある。「個別の配慮」である。教育分野では、子供の能力を可能な最大限度まで発達させ、自立と社会参加を目指して、様々教育活動が行われ、個に応じた個別の配慮もなされることがある。この「個別の配慮」の一部または全部は、保護者からの申出や保護者との話し合いを経て、合意を得て、「合理的配慮」として位置付くものがあるだろう。逆に、保護者との合意はまだなされていなくとも、子供の能力を可能な最大限度まで発達させ、自立と社会参加につなげるために必要な指導や支援や配慮等の教育活動は、教師や学校の仕事として当然なされるものである。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」、「環境整備」、「個別の配慮」との関係について考えてみると、その児童に必要とされる個別の配慮の総量は一定であると仮定すると、ある児童生徒に必要な個別の配慮は、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」と「環境整備」と、この三者でカバーしきれない部分を足し合わせたもの、と考えられる。この三者でカバーしきれない部分を足し合わせたものとは、本人や保護者と学校とで合意される「合理的な配慮」と、合意なしでも実施されるその子供にとって必要な「個別の配慮」を足し合わせたものである。

学校間や担任間等で環境整備の実際は異なるから、その多少に応じて、本人や保護者と学校とで合意される「合理的な配慮」や、合意なしでも実施されるその子供にとって必要な「個別の配慮」は変わってくる。そして、「個別の配慮」は障害のある子供一人ひとりに応じてその内容や量、程度は異なるものである。

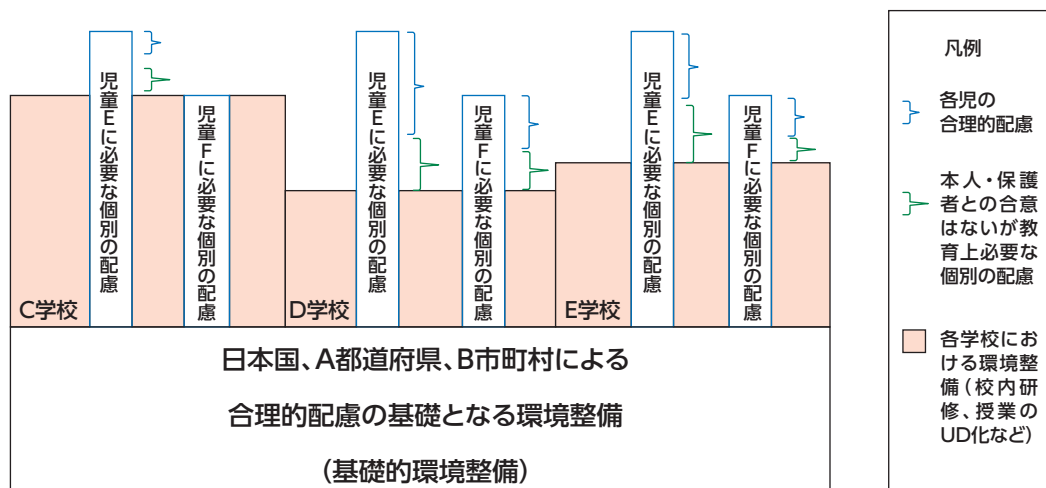


図1 日本国、A都道府県、B市町村による各学校におけるある児童の合理的配慮と個別の配慮についての関係

(2) 合理的配慮及び基礎的環境整備の考え方を普及するための研修資料

特別支援教育コーディネーターに対するインタビュー調査から、小・中学校の合理的配慮及び基礎的環境整備の現状として、用語としての理解は進んできている状況にあるが、合理的配慮を提供することがその児童生徒を特別扱いすることになるのではないかと、合理的配慮が必要な児童生徒は特別支援学級が適切なのではないかと考える教師がいることが分かった。こうしたことから、合理的配慮及び基礎的環境整備の考え方を普及するためには、インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮の考え方を丁寧に伝えられる研修資料が必要だと考えられた。

また、特別支援教育コーディネーターに対する研修ニーズに対する回答からは、困難さが教師にも実感できるような資料であること、具体的な児童生徒の困難さに応じた支援内容を提示できるもの、通常の学級の教師が試してみたいと思えるような支援内容が提示されるものが例として挙げられた。また、この他に、困難さと支援例を具体的に示すような資料よりも、子供の困難さについて話し合っ、支援内容について教師間で共通理解できるような機会が重要だという意見があった。これらの意見を総合し、目指す研修資料としては、事例を挙げて児童生徒の学習や生活上の困難さとその背景にある児童生徒の実態や環境要因などを共有した上で、個別の配慮内容を話し合えるような演習が研修内容として適切だと考えられた。

こうしたことから、インクルーシブ教育システム構築に関する動向、合理的配慮と基礎的環境整備の関係、特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築、インクルDBの紹介についての知識的な理解を目的とした講義資料と共に、児童生徒の学習や生活上の困難さをもとに合理的配慮内容について協議する演習シートを提案した。演習シート（図2）は、インクルDBの実践事例を活用したもので、事例の対象児童生徒等の実態と学習状況を読んだ上で、それぞれの困難さについての合理的配慮を協議する内容とした。

演習に活用しやすい事例として、「（1）対象児童生徒等の実態」「（2）対象児童生徒等の学習状況」が詳しく記述されているもので、合理的配慮①で、例えば、「A児は〇〇が苦手なため、×××ができるように、以下のような支援を行った」のように、児童生徒の困難さと、支援の目的が記述されているもの、及び合理的配慮内容が複数のものを演習シートに採用するようにした。

演習用ワークシート＜小学校用＞

2. 対象児童生徒等への合理的配慮の具体例

（1）【合理①－1－1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は全体への指示を聞いて行動することが苦手なため、見通しをもちながら、集団の中で活動できるようにするための以下の配慮を行った。

また、A児は、文章を思い込みで読んでしまい、言葉が抜けたり、文末を間違えたりすることが多いため、文章を正しくすらすら読めるようにするために次のことを行っている。

（2）【合理①－1－2】学習内容の変更・調整

A児は、活動や作業が遅れることから、みんなと同じ速さで学習できるように次のような工夫をしている。

（5）【合理①－2－3】心理面・健康面の配慮

A児は、低学年の時から学習中の姿勢が崩れやすく、頭が下がりに伏してしまうことが多かった。分からないことやできないことで落ち込んでいる時や、集中が途切れて課題に取り組む意欲を無くしている時に姿勢が崩れやすいことから、

図3 合理的配慮を考える演習シート（ワークシートページ）

（３）合理的配慮の検討プロセス

インクルＤＢの事例から見た合理的配慮では、障害のある児童等の「困難さ」に対する支援の意図を検討した上で、合理的配慮を考える必要性があることが示された。

和歌山県の地域実践研究では、交流及び共同学習で行われた指導の工夫を「個別の配慮」という語で説明し、実際の学習場面で学習のねらいと、学習の充実を図るための方策の具体策を示した。対象は小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童の交流及び共同学習で、そこでの個別の配慮の検討過程での留意点を、実践研究を通じて整理し、個別の配慮の計画と評価を通して、合理的配慮の検討プロセスについて考察している。

この研究での合理的配慮の検討プロセスでは、個別の教育支援計画に書き込む合理的配慮内容を直接検討するのではなく、個別の配慮を検討・評価する事で、児童の実地把握が深まり、長期的に行うべき合理的配慮内容につながるのではないかと考察している。そうすることで、保護者に対して、子供の学習や生活上の困難さと必要と考えられる合理的配慮について、教師側からの専門性を背景とした説明を行う事ができ、保護者との合意形成場面に信頼感が与えられると考えられる。

（４）特別支援教育の専門性の向上と基礎的環境整備の充実

富士見市教育委員会では、特別支援学級を担当する教員の専門性の向上を図るために、富士見市立富士見特別支援学校が、2015・2016年度の学校研究として行った特別支援教育の視点を生かした授業づくり（「授業のシンプルデザイン」）を活用し、市内小・中学校へ提案、発信し、特別支援教育の専門性の向上を目指し、地域の基礎的環境整備の充実を図る研修体制について提案した。

御嵩町教育委員会では、教育委員会主導で、特別支援学級担任、通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーターに、合理的配慮に関する研修を行い、障害のある児童生徒の困難さと困難さの背景にある障害や環境要因への理解を深める方法を検討し、持続可能な体制の在り方について考察した。

この二つの取組は研修の実施で新しい視点を導入し、その視点を実践に取り込み定着を図ることを目的としたものだが、両者ともに、新しい視点を定着させるには継続的な働きかけが重要であることを示唆している。基礎的環境整備には、専門性のある指導体制の確保や個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導等など8つの観点があげられるが、これらの整備はある時点で完結されるものではなく、重点的に充実すべき部分を見定め、継続的に働きかけを行っていく必要があると考えられる。

（５）通常の学級担任教員への合理的配慮概念の普及

静岡県教育委員会では、静岡県清水町を指定研究地域として、地域の小・中学校で以前から行っていた研究授業の形式を活用し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童

生徒への個別の配慮を検討し、より適切な合理的配慮を提供するための基礎的環境整備の充実を目指す研究をおこなった。清水町の研究授業の形式は、①観察対象とする児童生徒を設定し、授業中の観察記録をとる。②授業後の授業研究会では、観察記録をもとに授業を分析する。といったように、個に焦点を当て教師の子供理解の充実を目的に行われている。この研究では、この研究授業の形式を活用し、観察対象の児童生徒を支援の必要な児童生徒に設定することと、授業後の授業研究会では、児童生徒が授業内容に対してどのような学習上の困難さを示していたか等を話し合う授業研究モデルを提案した。こうすることで、合理的配慮につながる指導の工夫を検討することができ、通常の学級担任教員の子供理解の充実が図れるのではないかと考察している。

この授業研究の形式は、この地域での特徴的なものだが、他の地域においても授業研究後の協議の柱の一つに、支援の必要な児童生徒への個別の配慮を位置付け、教材や題材が児童生徒に適切であるか、授業中の声かけや指示にどのような留意点があるかを話し合うことで、合理的配慮につながる個別の配慮について考える機会をつくれる可能性が考えられる。

【成果の活用】

平成 30 年度に行った、和歌山県の研究成果は、交流及び共同学習における指導の工夫を扱ったもので、合理的配慮を検討する上でどのようなプロセスを重ね、どのような点について配慮すべきかを検討したものである。研究成果については、平成 30 年度中に県内で成果報告会が行われ、県教育委員会にも提出された。また、令和元年度からは、地域の小・中学校向けの研修会で報告がなされ、特別支援学校が行う地域支援の中でも活用されている。

令和元年度の静岡県の研究は、小・中学校の既存の校内研修の枠組みを活用し、その中で指導の工夫を検討した上で、合理的配慮につながる支援を協議することを目的としたものであった。この中で作成された研修ガイドについては、令和元年度に静岡県清水町で研究フォーラムを開き、その中で発表を行った。令和 2 年度には、作成した冊子を町内に配布し、継続的に取り組む予定である。

また、今後、研究成果報告書の Web サイトへの掲載等のほか、日本特殊教育学会等の関係学会における発表・シンポジウム、本研究所の専門研修等における講義や協議、都道府県をはじめ各自治体等の研修、各地の校長会、各地の特別支援連携協議会等において活用し普及を図る予定である。